

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年11月17日京都市条例第33号）（環境政策局循環型社会推進部循環企画課及び同部事業ごみ減量推進課）

廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量，廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持を図るため，次のとおり必要な措置を講じることとしました。

- 1 事業の用に供する建築物で，その用に供する部分の床面積の合計が市長の定める面積以上であるものの新築（建築物の床面積を変更し，又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。），増築，改築又は移転をしようとする者で市長が定めるものは，あらかじめ，当該建築物における事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し，市長に届け出なければならないこととしました。
- 2 事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項に規定する食品関連事業者をいう。）で，その店舗その他の事業の用に供する建築物（本市の区域内に存するものに限る。）の床面積の合計が市長の定める面積以上であるものは，毎年1回，事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し，市長に届け出なければならないこととしました。
- 3 本市及び市長が指定する者以外の者が，一般廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理に関する計画をいう。）において定められた場所に置かれた次に掲げる一般廃棄物を無断で収集し，又は運搬することを禁止するとともに，これに違反した者に対し，これらの行為の中止その他の必要な措置を採ることを市長が命じることができることとしました。

(1) 市長が指定する缶，ガラスびん及びペットボトルで，市長が指定する袋に入れられたもの

(2) 本市が収集する粗大ごみ

この条例は，平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年11月17日

京都市長 門川大作

京都市条例第33号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条中「大規模な」を削り、「別に定める」を「，その用に供する部分の床面積の合計が別に定める面積以上である」に改める。

第10条の見出しを「(事業用大規模建築物の所有者の減量計画)」に改め、同条第1項中「事業系廃棄物の種類，発生量の見込み，再生利用の方策に関する事項等を定めた」を「次に掲げる事項を定めた所有者に係る」に、「減量計画」を「事業用大規模建築物減量計画」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該建築物から排出される事業系廃棄物に関する次に掲げる事項

ア 種類

イ 発生量の見込み

ウ 再生利用の方策

(2) 前号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項

第10条第2項中「減量計画」を「事業用大規模建築物減量計画」に改める。

第11条中「減量計画」を「事業用大規模建築物減量計画」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(事業用大規模建築物建築主の減量計画)

第12条の2 事業用大規模建築物の新築（建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。）、増築、改築又は移転（以下「新築等」という。）をしようとする者で別に定めるもの（以下「事業用大規模建築物建築主」という。）は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた新築等に係る建築物から排出される事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

- (1) 新築等に係る建築物において行うことが予定される事業の内容
- (2) 前号の建築物から排出される事業系廃棄物に関する次に掲げる事項
 - ア 種類
 - イ 発生量の見込み
 - ウ 再生利用の方策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる行為の前にそれぞれ行わなければならない。

- (1) 当該建築物の新築等の計画が建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「確認申請等」という。）を要するものである場合 確認申請等
- (2) 当該建築物の新築等の計画が確認申請等を要しないものである場合 当該新築等に係る工事の着手

第13条第2項を次のように改める。

2 事業用大規模建築物建築主は、当該建築物、その敷地内その他適切な場所に保管場所を設置しなければならない。

第13条第3項中「当該建築物の新築等に着手する」を「前条第2項各号に

掲げる区分に応じ当該各号に掲げる行為の」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(特定食品関連事業者の減量義務等)

第13条の2 事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）で、その店舗その他の事業の用に供する建築物（本市の区域内に存するものに限る。以下「店舗等」という。）の床面積の合計が別に定める面積以上であるもの（以下「特定食品関連事業者」という。）は、事業系廃棄物の再生利用をすること等により、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

2 特定食品関連事業者は、毎年1回、別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた特定食品関連事業者に係る事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

(1) 事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針

(2) 店舗等から排出される事業系廃棄物に関する次に掲げる事項

ア 種類

イ 発生量の見込み（店舗等の数が2以上であるときは、その合計）

ウ 再生利用の方策

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 食品関連事業者である加盟業者が食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う場合における前2項の規定の適用については、第1項中「で、その店舗」とあるのは、「である親業者で、同一の商号、商標その他の表示を使用するすべての加盟業者及び親業者の店舗」とする。

4 前項において「親業者」とは、食品の小売を業として行い、又は食事の提

供を伴う事業を行う者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいい、「加盟業者」とは、食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う者で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。

第14条第1項中「とき、又は」を「とき、」に、「前条第2項若しくは第3項」を「第12条の2若しくは第13条第2項若しくは第3項」に、「ときは」を「とき、又は特定食品関連事業者が前条の規定に違反していると認めるときは」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(特定資源ごみ等の収集又は運搬の禁止等)

第18条の2 本市及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画において定められた場所に置かれた次に掲げる一般廃棄物（以下「持去り禁止ごみ」という。）を無断で収集し、又は運搬することにより、本市が法及びこの条例に基づき持去り禁止ごみを適正に処理しなければならない義務を適切に履行することを妨げてはならない。

(1) 市長が指定する袋に入れられた別表備考1に規定する特定資源ごみ（プラスチック製の容器及び包装を除く。）

(2) 本市が収集する粗大ごみ

2 市長は、前項の規定に違反して、持去り禁止ごみを無断で収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為の中止、当該無断で収集し、又は運搬した持去り禁止ごみの返還その他の必要な措置を採ることを命じることができる。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部循環企画課及び同部事業ごみ減量推進課)